

特定非営利活動法人スローレーベル 報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人スローレーベル(以下、「甲」という。) 役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下、「NPO法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、役員に対する報酬のことである。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する給与、交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が一名当たり120万円を超えない範囲で、理事会において定める。

(費用)

第4条 甲は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第5条 甲は、この規程を、NPO法第56条の規定に従い公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

この規定は、2021年4月1日より施行する。

改定 2023年3月27日